

国保税の滞納者に対する被保険者証等について

(町民税務課)

国保税を滞納している被保険者に対し、通常の被保険者証に代えて「短期被保険者証」や「被保険者資格証明書」の交付が義務付けられています。

短期被保険者証への切り替えは、3月の時点で保険税を滞納する世帯へ「短期被保険者証への切替予告通知」を送付し、指定期日までに納付、相談等が無い場合、4月1日に行います。

※短期被保険者証とは

通常の被保険者証より有効期間が短く、町との誓約等に基づいた定期的な更新(納税)が必要となります。

※被保険者資格証明書とは

国民健康保険に加入している事のみを証明するもので、保険診療を受けることができません。医療機関で受診をした際、かかった医療費の10割を負担いただき、後日、領収証を役場窓口を持参し、療養費支給申請をしてください。7割分の償還払いが受けられます。

○町からのお願い

国民健康保険は、加入者全員の相互扶助で成り立っている医療保険制度です。その財源となる国保税の収納確保は、制度を

維持していくうえで、また加入者間の公平を図るうえで重要なことです。制度をご理解いただき、期限内納付にご協力ください。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G
☎(84)1966 (直通)

森林湖沼税の課税期間が延長されます

(町民税務課)

茨城県では、県民共有の財産である森林や湖沼、河川を良好な状態で次世代に引き継ぐため、平成24年度までを課税期間とする「森林湖沼税」を導入し、保全・整備に取り組んできました。しかし、未だに荒廃した森林が多く残っているほか、湖沼等の水質が十分には改善されていないなどの課題が残されていることから、課税期間を平成29年度まで5年間延長し、取り組みを継続することとなりました。県民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

○森林湖沼税の納税者

県内に住所、事務所等がある個人(非課税者を除く)及び法人

○納める額

個人 1,000円/年
法人 県民税均等割額の10%/年

○お問い合わせ

茨城県総務部税務課
☎029(301)2418

自動車税の減免制度について

(町民税務課)

茨城県では、次に挙げる自動車について一定の要件を満たす場合、申請により自動車税を減免する制度があります。

- ① 心身に障害のある方ご自身が使用(所有)する自動車
- ② 障害のある方のために生計を一にする方が使用(所有)する自動車
- ③ 障害のある方のために常時介護される方が使用する自動車

減免の対象となる自動車は障害者の方1人につき1台(軽自動車を含む)です。手続きの詳細については、県税事務所までお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所
収税第二課
☎0296(24)9190

自動車の登録手続きは確実に

確実に

(町民税務課)

自動車税は、毎年4月1日現在の車検証登録上の所有者(使用者)の方に課税されます。

現在使用していない車や、他人に譲渡した車は、速やかに抹消、名義変更等の手続きを行ってください。特に、個人間で譲渡する場合は、譲渡した相手に印鑑証明書等を渡しても名義変更が行われないことがあるので、名義変更の確認も必ず行ってください。

また、住所や車の定置場が変わった場合も、速やかに変更登録手続きを行ってください。

これらの手続きをしないと、既に使用していない車の納税通知書が届いたり、使用している車の納税通知書が届かないことがあります。

なお、3月下旬は運輸支局の窓口が混雑しますので、手続きはお早めにお願いたします。

○お問い合わせ

(自動車税に関する事)
茨城県境県税事務所
☎(87)1120

(自動車の登録、抹消等に関する事)
茨城運輸支局

土浦自動車検査登録事務所
☎050(5540)2018

